

令和四年三月十日提出  
質問第三〇号

核兵器不拡散条約（NPT）第二条に関する質問主意書

提出者 米山隆一

核兵器不拡散条約（NPT）第二条に関する質問主意書

日本が締約国となっている核兵器不拡散条約（NPT）第二条には、「締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によつて取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する」とある。

核兵器を日本国内の自衛隊基地若しくは米軍基地内で、自衛隊と米軍が共同で管理することは、核兵器不拡散条約第二条に違反又は抵触するか。

右質問する。